

7 健 第 4 6 1 号
令和7年4月11日

一般社団法人福島県薬剤師会長 様
福島県病院薬剤師会長

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

福島県災害薬事コーディネーター設置要綱及び福島県災害薬事コーディネーター
設置要綱に関する業務取扱要領について（通知）

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、災害時に必要とされる医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整等を迅速かつ的確に行える災害薬事コーディネーターの制度を導入するため、添付のとおり設置要綱及び業務取扱要領を策定しましたので、お知らせします。

引き続き、災害時における医療提供体制の強化を図るため、御協力を賜りますようお願いいたします。

（事務担当 薬務課 専門薬剤技師 石井 徹 電話024-521-7232）